# 令和6年度

大阪市健全化判断比率等審査意見書

大阪市長 横山 英幸様

 大阪市監査委員
 森
 伊
 吹

 同
 森
 恵
 一

 同
 大
 橋
 一
 隆

 同
 土
 岐
 恭
 生

# 令和6年度大阪市健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する書類を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

# 令和6年度大阪市健全化判断比率等審査意見

		負
第 1	大阪市監査委員監査基準への準拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	審査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	審査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4	審査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第5	審査の主な実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第6	審査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第7	健全化判断比率等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

#### 凡 例

- 1 原則として、文中に用いる金額は億円単位で表示し、単位未満は四捨五入している。
- 2 原則として、図表中に用いる金額についてはそれぞれ表示単位未満を四捨五入しており、合計等と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 文中及び図表に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。
- 4 地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業を「法適用企業」、地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものを「法非適用企業」と記載する。

# 令和6年度大阪市健全化判断比率等審査意見

# 第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本審査は大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

# 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に規定された健 全化判断比率審査及び資金不足比率審査

# 第3 審査の対象

審査の対象は図表-1のとおり各会計等の令和6年度決算に基づく健全化判断比率4指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類である。

連結実質 実質赤字 実質公債 将来負担 資金不足 区分 赤字比率 費比率 比 比 地方公共団体 一般会計 般 母子父子寡婦福祉貸付資金会計 心身障害者扶養共済事業会計 特別会計 計 公債費会計 駐車場事業会計 国民健康保険事業会計 公営事業 会 計 介護保険事業会計 後期高齢者医療事業会計 水道事業会計 法 公 工業用水道事業会計 適 営 用 中央卸売市場事業会計 企 企 業 港営事業会計 숲 下水道事業会計 計 食肉市場事業会計 一部事務組合 · 広域連合 地方公社・第三セクター等

図表-1 健全化判断比率等の対象となる会計等

## 第4 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が 法令に適合し、かつ正確であるか審査することを主たる着眼点として審査を行った。

# 第5 審査の主な実施内容

審査に当たっては、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項について各算定様式及び決算諸表と照合した。なお、各決算諸表の証憑類との照合等については、令和6年度公営・準公営企業会計及び一般会計等決算審査と併行して審査した。

## 第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を 記載した書類は、上記の手続を実施した限り、いずれも重要な点において、地方公共団体の 財政の健全化に関する法律及び関係諸規定に準拠して作成されており、かつ正確であること が認められた。

## 第7 健全化判断比率等の状況

市長から提出を受けた健全化判断比率及び資金不足比率は図表-2及び図表-3のとおりである。

図表-2 令和6年度決算に基づく健全化判断比率

(単位:%)

	実質赤字	連結実質赤字	実質公債費	将来負担
	比率	比率	比率	比率
健全化判断比率	(—)	(—)	(0. 9)	(—)
	—	—	<b>0.</b> 1	—
早期健全化基準	11. 25	16. 25	25. 0	400.0
財政再生基準	20. 00	30. 00	35. 0	

- (注) 1 実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
  - 2 連結実質赤字比率とは、一般会計等に加え、公営企業会計などを含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
  - 3 実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。なお、直近3か年の平均数値が当年度の比率である。
  - 4 将来負担比率とは、借入金(地方債)など地方公共団体が現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
  - 5 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字のため「一」を記載している。将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、「一」を記載している。
  - 6 上段() 内は前年度比率を記載している。

図表-3 令和6年度決算に基づく資金不足比率

(単位:%)

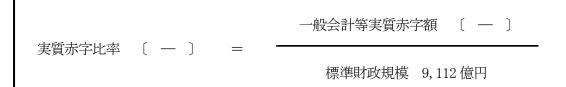
特別会計の名称	資金不足比率
水 道 事 業 会 計	(-) -
工業用水道事業会計	(-)
中央卸売市場事業会計	( <del>-</del> )
港営事業会計	(-)
下 水 道 事 業 会 計	(-)
食肉市場事業会計	( <del>-</del> )
経 営 健 全 化 基 準	20.0

- (注) 1 資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計における資金不足を、その公営企業の事業規模に対する割合で表したものである。
  - 2 資金不足額が発生していない場合、「一」を記載している。
  - 3 上段()内は前年度比率を記載している。

#### (参考)

#### 1 実質赤字比率の状況

- 実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方 公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 当年度の一般会計等の実質収支は206億円の黒字となっており、実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率は生じていない。



○標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般 財源の規模を示すものであり、市税等の標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対 策債発行可能額を加えたもので、9,112億円となっている。

図表-4 一般会計等実質収支額及び実質赤字比率

項目	令和6年度	令和5年度	差引増△減
一般会計等実質収支額	20, 568	16, 433	4, 136
標準財政規模	911, 210	889, 352	21, 859
実質赤字比率	_	_	_

<sup>(</sup>注) 一般会計等実質収支額とは、形式収支(歳入歳出差引額)から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額である。

## 2 連結実質赤字比率の状況

- 連結実質赤字比率とは、一般会計等に加え、公営企業会計などを含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 当年度の連結実質収支額は1,169億円の黒字となっており、連結実質赤字額が発生していないため、連結実質赤字比率は生じていない。

連結実質赤字額 〔 一 〕 連結実質赤字比率 〔 一 〕 = 標準財政規模 9,112億円

図表-5 連結実質収支額及び連結実質赤字比率

	会	計 名	1	令和6年度	令和5年度	差引増△減
一般会	計等		実	20, 568	16, 433	4, 136
一般会計	·等以外の特別	駐車場事業会計	質	324	422	△ 98
	ち公営企業に	国民健康保険事業会計	収	0	0	0
	会計以外の会	介護保険事業会計	支	5, 222	219	5, 003
計		後期高齢者医療事業会計	額	2, 356	2, 916	△ 560
		水道事業会計	資金剰余額	37, 071	38, 192	△ 1,121
	<b>沖 淬 田</b>	工業用水道事業会計		2, 655	3, 985	△ 1,329
公営	法適用 企 業	中央卸売市場事業会計		9, 716	9, 517	199
企業		港営事業会計		0	0	0
会計		下水道事業会計		38, 973	40, 425	△ 1,452
	法非適用 企 業	食肉市場事業会計	故	0	0	0
	合 計(	連結実質収支額)		116, 885	112, 109	4,777
	標準財政規模			911, 210	889, 352	21, 859
	連結	実質赤字比率		_		

#### 3 実質公債費比率の状況

- 実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、 その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 令和4年度、令和5年度及び令和6年度の3か年の比率を平均した結果、0.1%となり、 早期健全化基準(25.0%)及び財政再生基準(35.0%)を下回っている。
- 令和6年度単年度における実質公債費比率は△0.9%となり、令和5年度単年度に比べて 1.6 ポイントの好転となっている。これは、地方債残高の減少や、弁天町駅前開発土地信託 事業 (オーク 200) に係る和解に伴う債務の弁済完了により準元利償還金が減少したことなどによるものである。

図表-6 実質公債費比率

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(参考)単年度の実質公債費比率	1.4%	0.7%	0.7%	△0.9%
令和5年度実質公債費比率 (3か年平均)		0.9%		
令和6年度実質公債費比率 (3か年平均)			0.1%	

(注) 比率 (3か年平均) は、小数第2位以下を切り捨てている。

令和6年度単年度の実質公債費比率は次のとおり算定されている。

元利償還金・準元利償還金に

(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 係る基準財政需要額算入額)

(817 億円 + 821 億円) (834 億円 + 877 億円)

実質公債費比率 = △0.9%

標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 9.112 億円 877 億円

- ○地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費の元利償還額である。
- ○準元利償還金は、満期一括償還地方債について償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額、一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの、公債費に準ずる債務負担行為に係るものなどである。
- ○特定財源は、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税及び 地方債償還額に充当した住宅使用料等である。
- ○元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、普通交付税の算定基礎に算 入された元利償還金及び準元利償還金である。

図表-7 実質公債費比率の計算要素

項目	令和6年度	令和5年度	差引増△減
元利償還金①	81, 726	84, 346	△ 2,620
準元利償還金②	82, 123	95, 866	△ 13,743
特定財源③	83, 408	80,004	3, 404
元利償還金·準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額④	87, 741	94, 991	△ 7, 249
分子 (①+②-③-④)	△ 7,300	5, 217	△ 12,518
標準財政規模⑤	911, 210	889, 352	21, 859
分母 (⑤-④)	823, 469	794, 361	29, 108

# 4 将来負担比率の状況

- 将来負担比率とは、借入金(地方債)など地方公共団体が現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。
- 充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、「一」となっている。

将来負担額 – 充当可能財源等 2兆5,701億円 3兆1,087億円

将来負担比率 =

( - )

標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 9,112 億円 877 億円

- ○将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高、公営企業債の償還財源繰入見込額や退職 手当負担見込額等の現在抱えている負債額である。
- ○充当可能財源等は、上記の将来負担額の償還に充てることができる基金額や都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等である。

図表-8 将来負担比率の計算要素

項目	令和6年度	令和5年度	差引増△減
将来負担額①	2, 570, 075	2, 690, 508	△ 120, 434
充当可能財源等②	3, 108, 737	3, 143, 888	△ 35, 151
分子 (①-②)	△ 538,662	△ 453,379	△ 85,283
標準財政規模③	911, 210	889, 352	21, 859
元利償還金·準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額④	87, 741	94, 991	△ 7,249
分母 (③-④)	823, 469	794, 361	29, 108

## 5 資金不足比率の状況

■ 資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計における資金不足を、その公営企業の 事業規模に対する割合で表したものである。

全会計において資金の不足額が発生していないため、資金不足比率は生じていない。

○資金の不足額

法適用企業 (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地

方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

法非適用企業 (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の

財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

(注) 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

○事業の規模

法適用企業 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

図表-9 各公営企業会計の状況

(「資金不足比率」を除いた単位:百万円)

		\		0.04.1	
	項目		令和6年度	令和5年度	差引増△減
		資金の不足額	_	_	_
	水道事業会計	事業の規模	61, 627	60, 098	1,530
		資金不足比率(%)	_	_	_
		資金の不足額	_	_	_
工業用水道事業会計	工業用水道事業会計	事業の規模	329	324	5
		資金不足比率(%)	_	_	_
VI. V	中央卸売市場事業会計	資金の不足額	_	_	_
法適用 企業		事業の規模	6,068	6,020	48
止木		資金不足比率(%)	_	<del>_</del>	<del>_</del>
	港営事業会計	資金の不足額	_	_	_
		事業の規模	10, 299	14, 285	△ 3,986
		資金不足比率(%)	_	_	_
		資金の不足額	_	_	_
	下水道事業会計	事業の規模	61, 781	61, 396	385
		資金不足比率(%)	_	_	_
法非適用 企業		資金の不足額	_	_	_
	食肉市場事業会計	事業の規模	634	688	△ 55
业未		資金不足比率(%)		_	
(注) 1	答会不見比索の質学においては	答会の不見類な正の値	1.1 ア竺ウナフ		

<sup>(</sup>注) 1 資金不足比率の算定においては、資金の不足額を正の値として算定する。

<sup>2</sup> 港営事業会計は、宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う公営企業に係る特別会計であるため、資金の不足額の算定に当たり土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例が適用されている。